



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 3月11日金曜日 第2755号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 136

## 告 示

指定代理納付者の指定..... (総務管理課) ... 142

知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 142

建設業者の許可の取消し..... (土木管理課) ... 142

河川整備基本方針の策定..... (河川課) ... 143

基本測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 143

公共測量の終了の通知(2件)..... ( " ) ... 143

都市計画の変更(一部変更)(2件)..... (都市計画課) ... 143

都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)..... ( " ) ... 143

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 143

指定医師の所在地の変更..... (福祉総合支援センター) ... 144

指定医師の辞退の届出..... ( " ) ... 144

## 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 144

技能検定の合格者..... ( " ) ... 144

## 規 則

### ○愛媛県規則第2号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和32年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1(第2条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計指導等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。</p> <p>(4) 貸付けに際して、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係</p>	<p><b>別表第1(第2条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">総合支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>資金の貸付けの対象となる世帯は、失業者等のある世帯その他日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために就労支援、家計指導等の継続的な相談支援並びに生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当 _____の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。</p> <p>(4) _____社会福祉協議会及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係</p>

機関から貸付け後の継続的な支援を受けることについて同意していること。

(5)・(6) 省略

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間 (据置期間を除く。)	据置期間
1 生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	2 人 以 上 の 世 帯	月額200,000円以内(貸付金を交付する期間(以下この表において「貸付期間」という。)は、原則として3月。ただし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで貸付期間を延長することができるものとし、その貸付期間の延長は原則として3月ごとに行うものとする。なお、当該期間内であつても、資金の貸付けを受けた者(以下この表において「借受人」という。)が自立した生活を営むことが可能となつた場合には、貸付けを終了するものとする。)	10年以内	省略
		単身世帯	月額150,000円以内(貸付期間は、原則として3月。ただし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで貸付期間を延長することができるものとし、その貸付期間の延長は原則として3月ごとに行うものとする。なお、当該期間内であつても、借受人が自立した生活を営むことが可能となつた場合には、貸付けを終了するものとする。)		
2・3 省略					

3～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元利金(貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同

機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

(5)・(6) 省略

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間 (据置期間を除く。)	据置期間
1 生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	2 人 以 上 の 世 帯	月額200,000円以内(貸付金を交付する期間(以下この表において「貸付期間」という。)は、12月以内。ただし	20年以内	省略
		単身世帯	月額150,000円以内(貸付期間は、12月以内。ただし		
2・3 省略					

3～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元利金(貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同

じ。)を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9 貸付金の償還猶予

(1)・(2) 省略

(3) 生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う機関からの要請により、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要性が高いと認められるときは、貸付元利金の支払を猶予することができる。

10 省略

別表第2(第2条関係)

福祉資金及び教育支援資金の貸付基準

1 貸付対象

(1) 福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。ただし、緊急小口資金については、その貸付けに際して、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることについて同意している世帯に限るものとする。

ア 省略

イ 障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

\_\_\_\_\_(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者\_\_\_\_\_)の属する世帯をいう。)

ウ 省略

(2) 省略

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間(据置期間を除く。)	据置期間
1 (1)					

じ。)を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

9 貸付金の償還猶予

(1)・(2) 省略

10 省略

別表第2(第2条関係)

福祉資金及び教育支援資金の貸付基準

1 貸付対象

(1) 福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。

ア 省略

イ 障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者総合支援法

\_\_\_\_\_)によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。))の属する世帯をいう。)

ウ 省略

(2) 省略

2 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間(据置期間を除く。)	据置期間
1 (1)					

福祉資金	省 略					福祉資金	省 略				
	(2)	次に掲げる事由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要費用 ア 省略  イ 省略 ウ 年金、保険、 公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき。 エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき。 オ 滞納していた税金、国民健康保険料及び年金保険料の支払いにより支出が増加したとき。 カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。 キ 生活困窮者自立支援法に基づく支援又は社会福祉協議会及び市の福祉事務所、公共職業安定所その他の関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき。 ク 給与等の盗難によつて生活費が必要とき。 ケ その他アからクまでに掲げる事由と同等のやむを得ない事由があり、かつ、	100,000円以内	12月以内	省略		(2)	次に掲げる事由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要費用 ア 省略 イ 給与等の盗難又は紛失によつて生活費が必要とき。 ウ 省略  エ その他アからウまでに掲げる事由と同等のやむを得ない事由による	100,000円以内	8月以内	省略

		緊急性及び必要性が高いと認められるとき。				
教育 支 援 資 金	(1)	高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）、大学（法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）又は高等専門学校（法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）に就学するのに必要な経費	高等学校に就学する者	月額35,000円（特に必要なと認める場合には、 <u>52,500円</u> ）以内	省略	
			高等専門学校に就学する者	月額60,000円（特に必要なと認める場合には、 <u>90,000円</u> ）以内		
			短期大学（法に規定する短期大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）に就学する者	同上		
	(2)		大学（短期大学を除く。）に就学する者	月額65,000円（特に必要なと認める場合には、 <u>97,500円</u> ）以内		
省略						

3～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

教育 支 援 資 金	(1)	高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）、大学（法に規定する大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）又は高等専門学校（法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）に就学するのに必要な経費	高等学校に就学する者	月額35,000円_____	省略	
			高等専門学校に就学する者	月額60,000円_____		
			短期大学（法に規定する短期大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）に就学する者	同上		
	(2)		大学（短期大学を除く。）に就学する者	月額65,000円_____		
省略						

3～7 省略

8 延滞利子

(1) 借受人が、定められた償還期限までに貸付元金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

## 9 貸付金の償還猶予

(1) 借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の支払を猶予することができる。

ア・イ 省略

ウ 生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う機関からの要請により、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要性が高いと認められる場合

(2) 省略

## 10 省略

## 別表第3（第2条関係）

## 不動産担保型生活資金の貸付基準

1～7 省略

## 8 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

## 9 貸付金の償還猶予

(1)～(3) 省略

(4) 生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う機関からの要請により、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要性が高いと認められるときは、貸付元利金の支払を猶予することができる。

10～15 省略

## 別表第4（第2条関係）

## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

1～8 省略

## 9 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

10～14 省略

## 15 貸付金の償還猶予

(1)～(3) 省略

(4) 生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う機関からの要請により、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要性が高いと認められるときは、貸付元利金の支払を猶予することができる。

(2) 省略

## 9 貸付金の償還猶予

(1) 借受人が次のいずれかに該当する場合には、借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の支払を猶予することができる。

ア・イ 省略

(2) 省略

## 10 省略

## 別表第3（第2条関係）

## 不動産担保型生活資金の貸付基準

1～7 省略

## 8 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

## 9 貸付金の償還猶予

(1)～(3) 省略

10～15 省略

## 別表第4（第2条関係）

## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付基準

1～8 省略

## 9 延滞利子

(1) 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに貸付元利金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき、及び償還のためにする居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

(2) 省略

10～14 省略

## 15 貸付金の償還猶予

(1)～(3) 省略

16・17 省略

16・17 省略

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1から別表第4までの規定は、次項に定めるものを除き、平成27年4月1日以後に貸付決定される総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金について適用し、同日前に貸付決定された総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第1 8の項、別表第2 2の項の表2の部(1)の項、別表第2 8の項、別表第3 8の項及び別表第4 9の項の規定は、平成28年2月1日以後に貸付決定される総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金について適用し、同日前に貸付決定された総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第258号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成28年3月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 ヤファー株式会社 東京都港区赤坂九丁目7番1号
2 指定代理納付者に納付させる歳入 インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入
3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第259号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年3月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 薬物の名称 (1) 2 { [ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}アセトアミド(通称名Bisfluoromodafinil)及びその塩類

- (2) 2 (4 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン(通称名4 FPM)及びその塩類
(3) Mitragyna speciosa及びその近縁植物(通称名Kratom)(ただし、Mitragynine又は7a Hydroxy 7H mitragynineを含有するものに限る。)
(4) (E) メチル=2 {(2S, 3S, 12bS) 3 エチル 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b オクタヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名Mitragynine)及びその塩類
(5) (E) メチル=2 {(2S, 3S, 7aS, 12bS) 3 エチル 7a ヒドロキシ 8 メトキシ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b オクタヒドロインドロ[2, 3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名7a Hydroxy 7H mitragynine)及びその塩類
(6) N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 [(テトラヒドロ 2H ピラン 4 イル)メチル] 1H イングゾール 3 カルボキサミド(通称名CUMYL THPINACA)及びその塩類
(7) 前各号に掲げる物を含有する物。

- 2 指定の理由 条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。
3 効力発生日 平成28年3月12日

○愛媛県告示第260号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年3月11日

愛媛県知事 中村時広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Row 1: (般-25)第17277号, 平成26年2月14日, 有限会社ハマシン, 堀井 信也, 西条市樋之口441-3, 平成28年3月4日, 管工事業, 同社役員が建設業法第8条第11号に定める欠格要件に該当することが判明したため。

○愛媛県告示第261号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、来村川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 平成27年 8月10日から  
平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 平成27年10月 9日から  
平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（八幡浜市都市計画図作成業務委託）
- 2 作業期間 平成27年 8月11日から  
平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域 八幡浜市全域

○愛媛県告示第268号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 24)第6855号	平成24年 9月18日	(株)中矢美装	中 矢 隆 司	松山市西垣生町185 - 1	平成28年 2月 1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
内子都市計画道路 3・3・1 内子橋古田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 内子町内子字中沖、字上久保、字丁永、字鳥越の各一部

○愛媛県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
内子都市計画道路 3・4・2 駅前通り線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 内子町内子字上久保、字下沖の各一部  
内子町知清字苗代、字古川、字岸ノ上の各一部

○愛媛県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画道路 3・4・2 栄町港高串線	宇和島都市計画道路 3・5・2 栄町港高串線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 和霊中町2丁目、和霊中町3丁目、和霊町、伊吹町及び高串の各一部

(般 - 24)第16137号	平成24年 6月26日	アイデン照明(株)	渡部 進	松山市天山1 - 10 - 19	平成28年 2月10日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第15580号	平成26年 7月20日	竹国塗装	竹國 俊正	松山市北条990 - 18	平成28年 2月19日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23)第4558号	平成24年 2月22日	(株)江戸建設	豊久 育夫	松山市和泉北2 - 8 - 6	平成28年 2月24日	建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第269号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
増 田 義 久	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	平成28年 1月1日

○愛媛県告示第270号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
視 覚 ・ 聴 覚 障 害	神 経 内 科	やまぐちクリニック	山 口 礼 子	南宇和郡愛南町御荘平城4136 - 5	平成 28年 2月9日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年2月26日あったので公表する。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成28年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成28年3月26日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢1 - 10 - 38

医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人真光会	松山市南高井1491
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成28年1月10日から2月14日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成28年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園(造園工事作業)

3級

受 検 番 号	
B	1

機械加工

特級

受 検 番 号	
A 甲	2

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14					

鉄工（製缶作業）

1 級

受 検 番 号	
D	1

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号	
D	1

工場板金（機械板金作業）

1 級

受 検 番 号	
A 甲	1

2 級

受 検 番 号	
A 甲	1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 6	A 甲 4	B 1	C 1	C 3	C 4

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 A 甲 15 A 甲 21 A 甲 29 A 甲 36	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 22 A 甲 30 A 甲 37	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 23 A 甲 31 A 甲 38	A 甲 4 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 24 A 甲 32 A 甲 39	A 甲 5 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 25 A 甲 33 A 甲 40	A 甲 6 A 甲 14 A 甲 20 A 甲 28 A 甲 34 A 甲 41

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 12 A 甲 18	A 甲 6 A 甲 13 A 甲 19	A 甲 7 A 甲 14 A 甲 20	A 甲 8 A 甲 15 A 甲 21	A 甲 10 A 甲 16 A 甲 22	A 甲 11 A 甲 17 A 甲 23

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

## 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	B 1	C 2

## 油圧装置調整（油圧装置調整作業）

## 1 級

受 検 番 号
A 甲 1

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 9	A 甲 12	A 甲 14	B 1

## 農業機械整備（農業機械整備作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	C 1		

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 17	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
B 1	B 2	B 3	B 4	B 5	

## 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

## 1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12
C 1					

## 2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	B 1	B 2	C 1

3級

受 検 番 号
A 甲 1

婦人子供服製造（婦人子供服既製服縫製作業）

1級

受 検 番 号
C 1

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1

石材施工（石材加工作業）

2級

受 検 番 号
C 1

パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 B 3	A 甲 5 C 1	A 甲 6

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

菓子製造（和菓子製造作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 21	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	B 1
C 1					

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 9	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 21	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	C 3	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 21
B 2	B 3	C 2			

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 22
B 1	B 2	C 1			

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 3	C 4	C 5	C 9	C 10	C 11

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号
A 甲 3

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 9	A 甲 11
C 1	C 2	C 3			

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	B 1

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 9	A 甲 12
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 28	B 1	C 2	C 3	C 10
C 11					

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 9	A 甲 13	C 1	C 2	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1